

# 特記仕様書

## 第1 保安林等法令制限について

- (1) CSF (豚熱) への対応について、CSF (豚熱) の感染拡大防止のため、茨城県における CSF 対策を熟知して、適切な対応に努めること。

## 第2 調査について

- (1) 国造皆伐箇所<sup>①</sup>の区域表示は、区域内内縁立木に白ペンキ1本線を、外縁立木 (区域外) には白ペンキ2本線で表示し、区域内外を明瞭にすること。

- (2) ア.採取区域界が調査区域と重複しない場合の区域表示

樹木採取区域界の内縁立木が2本線で表示されていることから、内縁立木に白ペンキ1本線を、外縁立木 (区域外) には白ペンキ1本線で表示し、区域内外を明瞭にすること。

イ.採取区域界が調査区域と重複する場合の区域表示

内縁立木 (区域内) に2本線が表示されているため、表示行為を省略する。ただし、内縁立木 (区域内) の2本線の表示が不明瞭な場合には、改めて表示すること。

- (3) 樹木採取権箇所については林小班名表示のほか、下記に示す伐区名の表示もあわせて行うこととする。

2025 と① R6-0004

2025 と② R6-0005

2025 と③ R6-0006